

公立学校共済組合保険料・掛金・負担金率一覧表

平成 28 年 4 月 1 日

(単位：千分率)

標準報酬月額・標準期末手当等	組合員保険料・負担金	掛 金			負 担 金					備 考		
		厚生年金保険	退職等年金	短期	介護	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	短期		介護	
《 標準報酬月額・標準期末手当等 》	172.78 (内、組合員保険料率 86.39)	7.5	44.51 (43.1 + 1.41)	5.42	—	7.5	0.187 (育児休業等期間中 0.187)	44.92 (43.1 + 1.41 + 0.41) 育児休業等期間中 0.41	5.42	【経長】 ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.187 【厚年】 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 37.7 【短期】(保険診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.41 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.41 【最低限度額】 標準報酬月額 長期・短期 98,000円 【最高限度額】 標準報酬月額 長期 620,000円 短期 1,390,000円 標準期末手当等 長期 1,500,000円 短期 5,730,000円 ※長期には厚生年金保険・退職等年金・経過の長期を含む ※標準期末手当等の短期については、年度累計額の上限		
			42.38 (40.97 + 1.41)					37.7 (育児休業等期間中 37.7)			47.05 (45.23 + 1.41 + 0.41) 育児休業等期間中 0.41	
			特別職組合員					44.92 (43.1 + 1.41 + 0.41)				
			組合役員					—				
			組合職員					—				
			地方独立行政法人 役員組合員					44.51 (43.1 + 1.41)			0.187 (育児休業等期間中 0.187)	44.51 (43.1 + 1.41)
			一般組合員					—			—	44.51 (43.1 + 1.41)
			派遣職員					(都)37.7			(都)0.41 育児休業等期間中 (都)0.41	44.51 (43.1 + 1.41)
職員団体専従	—	—	44.51 (43.1 + 1.41) (都)0.41									
任意継続組合員			86.2	10.84						平均標準報酬月額 440,000円		

28公立東京福第25号

- ◎追加費用負担金率(対標準報酬月額)・・・義務(厚生年金分) 53.5/1,000 (経過の長期給付分) 6.5/1,000、非義務(厚生年金分) 31.8/1,000 (経過の長期給付分) 3.8/1,000
- ◎育児休業等期間中には、産前産後休暇も含む
- ◎育児休業等期間中における免除対象・・・保険料(掛金)、負担金(保険料(掛金)と同率) (育児休業等期間中における免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)
- ◎介護保険の第2号被保険者・・・40才以上65才未満の組合員
- ◎事務費負担金(23区教育委員会分)・・・年額 5,070円 月単位 422.5円
- ◎子ども・子育てで拠出金(対標準報酬月額・対標準期末手当等)・・・ 2.0/1,000 ※組合役職員・地方行政独立法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)
- ◎70歳以上の組合員・・・厚生年金保険組合員保険料・負担金(基礎年金拠出金に係る公的負担含む)、子ども・子育て拠出金は納付不要
- ◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・ (対標準報酬月額・対標準期末手当等) 3.03/1,000